

前橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の改正について（議案第47号）

建築指導課

1 改正の理由

駐車場法施行令の改正により、特定用途（劇場、百貨店等の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で同令で定めるもの）の対象が拡大され、条例において駐車場の附置を義務付けることができるものとして共同住宅が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 内容

用語の定義を定める規定において、「特定用途」の定義から共同住宅を、「特定部分」の定義から共同住宅の用途に供する部分をそれぞれ除き、現行の本市の附置義務制度下で対象とされる建築物の範囲を維持することとする。

3 施行期日

令和8年4月1日